

平成 29 年 5 月 19 日

関係法人代表者 殿  
(指定都市・中核市を含む)

神奈川県保健福祉局福祉部  
障害サービス担当課長  
(公印省略)

平成 29 年度障害児支援事業等制度改正に係る Q & A について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月 11 日に標記制度改正に係る説明会を開催させていただいたところですが、説明会後に寄せられた御質問につきまして、別添のとおり回答いたします。

つきましては、当日説明資料と併せてよく御確認いただき、適正な事業所運営に努めてくださるよう、お願いいたします。

掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」

「書式ライブラリ」

「6 . お知らせ (県内共通)」

「6 報酬改定に関する情報 (H29.04 更新)」

本回答に当たっては、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の各指定権者と調整を行っておりますが、県所管域も含めて、個別の事案の可否についてお示しするものではありません。

質問が寄せられた内容のうち、本改正内容や指定権者として所管している内容に該当しないものは回答いたしませんので、御了承ください。

以後、指定基準及び加算に関するお問合せは、各指定権者をお願いします。

問合せ先

障害福祉課施設指導グループ 中村

電話 045-210-1111(内 4725)

ファクシミリ 045-201-2051

[神奈川県]

平成29年度障害児支援事業等制度改正に係るQ&A  
(平成29年5月XX日追補版)

No	質問項目	質問内容	回答
1	児童指導員の要件	児童福祉事業には、放課後等デイサービスも含まれるか。	児童福祉事業とは、社会福祉法第2条に規定する第一種及び第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法に係るものとしており、放課後等デイサービスを含む障害児通所支援事業も該当します。
2	児童指導員の要件	2年以上、3年以上の実務経験に日数等の基準はあるか。	平成27年12月の県QA(No.14)のとおり、ここで定める年数には、サービス管理責任者等の実務経験に定められている、1年当たり180日以上とする規定が準用されます。
3	児童発達支援管理責任者の実務経験	介護保険における訪問介護事業と障害福祉サービスにおける居宅介護を一体的に行っている事業所における勤務は、児童発達支援管理責任者の実務経験に含んでよいか。	直接支援業務に係る業務の期間として算定することは可能です。ただし、障害者又は児童に係る実務経験の期間(必須とされた3年以上の期間)として算定するにあたっては、介護保険における訪問介護のみに従事した日を除いた期間で3年以上の要件を満たす必要があります。 児童発達支援管理責任者等の実務経験の要件は、施設の種別等により一律に判断されるものではなく、業務内容に係るものであるため。
4	児童発達支援管理責任者の実務経験	実務経験のみによらない方法で取得した社会福祉主事任用等の有資格者については、説明資料1-(2)P.11の保育士資格の例と同様、資格取得前の業務期間を経験年数に算定してよいか。	お見込みのとおりです。説明資料1-(2)P.12上段の例は、実務経験により資格取得した場合に限り、当該資格取得に要する期間と児童発達支援管理責任者等として求められる期間を重複して算定できないことをお示したものです。(児童指導員任用資格を実務経験以外の方法により取得した場合は、同様に資格取得前後を問わず経験年数に算定できます。)
5	児童発達支援管理責任者の実務経験	老人福祉施設で相談支援業務等に従事し、平成28年4月1日から児童発達支援管理責任者として勤務し研修2種も修了している。この場合でも、平成30年4月1日には新基準に該当しないか。	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの他に、障害者又は児童に対する支援の経験が1年間必要になります。
6	障害福祉サービス経験者の要件	2年以上の実務経験に日数等の基準はあるか。	障害福祉サービス経験者の実務経験要件についても、ここで定める年数には、サービス管理責任者等の実務経験に定められている、1年あたり180日以上とする規定が準用されます。
7	児童発達支援管理責任者の実務経験	経過措置期間が終了した時点で、実務経験要件を満たさない者は児童発達支援管理責任者として配置できないか。	お見込みのとおりです。新基準の実務経験要件を満たさない方の配置は、平成29年3月31日時点でその方が当該事業所に配置されていた場合に限られ、その期日は平成30年3月31日までとなります。
8	指導員加配加算の要件	加配職員については、未経験者でも算定できるか。	指導員加配加算について、加配する職員に資格要件はなく、旧基準における指導員と同様の扱いとなります。
9	障害福祉サービス経験者の要件	常勤でなく非常勤で勤務していても、経験年数に算定できるか。	実務経験の算定にあたり常勤・非常勤の別や1日あたりの業務時間は問われません。ただし、例えば該当する施設や事業所に出勤していても、該当する業務を行わずに事務のみを行った日については対象外となります。

10	児童発達支援管理責任者の実務経験	例えば、社会福祉主事任用資格者等(ヘルパー資格)の有資格者で、訪問介護を5年間経験し、その後障害児通所支援事業の児童発達支援管理責任者として配置された者で、平成30年3月31日まで業務に携わると障害児通所支援事業の経験年数が3年に達する見込みの場合、猶予期間内で要件を満たすか。	平成30年3月31日までの業務を含めて新基準の要件を満たす限り、支障ありません。
11	指導員加配加算の要件	法人における常勤の労働時間が35時間である場合、非常勤の児童指導員の時間が合わせて35時間を超えれば、常勤1名とみなしてよいか。	御質問の例では、常勤換算で1名分に達することになりますが、常勤1名とみなされるわけではありません。基準や他の加算等により常勤要件が求められる際には非該当となりますので、御注意ください。
12	児童発達支援管理責任者の実務経験	平成28年度から児童発達支援管理責任者として従事していて、平成30年4月1日時点で実務経験が不足する場合、代わりとなる職員が居ないとどのようになるか。	平成29年3月31日時点で既存の事業所において児童発達支援管理責任者である者が引き続き勤務し、平成30年4月1日になった時点で要件を満たさない場合、児童発達支援管理責任者が不在となりますので、指定基準違反であるとともに、報酬上の影響も生じます。
13	児童発達支援管理責任者の実務経験	居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者は、社会福祉主事任用資格者等に含まれるのか。	訪問介護員2級以上の研修修了者と同等以上の者については、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了した者とみなしており、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認めうる場合は社会福祉主事任用資格者等に該当します。
14	人員配置基準	送迎に添乗は必要か。	営業時間の考え方で送迎に係る添乗の場合について説明したところですが、これは全ての送迎に添乗が必要という主旨ではありません。ただし、送迎中の安全確保や保護者との連絡調整等の観点から、合理的に可能な範囲で添乗を行うことが望ましいと考えられます。(主たる対象を重症心身障害児とする事業所において送迎加算を算定する場合を除きます。)
15	人員配置基準	営業時間であってサービス提供時間帯でない場合(利用児童がいない場合)でも、児童指導員又は保育士を配置する必要があるか。	営業時間の考え方より、雇用上は営業時間を通じて常に配置が必要ですが、送迎に添乗している場合でも事業所に更なる配置が必要というわけではありません。
16	障害福祉サービス経験者の要件	職員の子が障害児者であった場合、当該障害児者の養育経験は実務経験になるか。	当該養育が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして給付費を得ていた場合(職員が勤務する事業所を当該職員の子が利用しており、業務として当該職員の子を支援した場合)には対象となり得ますが、一般的な扶養は対象外です。これは、児童福祉事業に関する考え方についても同様です。
17	児童指導員の要件	2年以上の実務経験要件について、日数と年数の考え方はどのようになるか。	2年間以上の要件を満たすには、180日以上勤務した年数が2ヵ年ということではなく、複数年の通算で360日以上当該業務に従事しており、かつ当該職種での勤務年数が2年以上に達していれば構いません。
18	児童指導員の要件	強度行動障害支援者養成研修修了者は児童指導員等配置加算などで評価の対象となっているが、強度行動障害支援者養成研修修了者は児童指導員とみなされるのか。	強度行動障害支援者養成研修修了者はそうした加算の算定要件には該当しますが、児童指導員とは別になります。保育士又は児童指導員の配置が求められている場合には、強度行動障害支援者養成研修修了者で要件を満たすことはできません。

## 【参考例示】児童発達支援管理責任者が要件を満たさない場合の減算等について

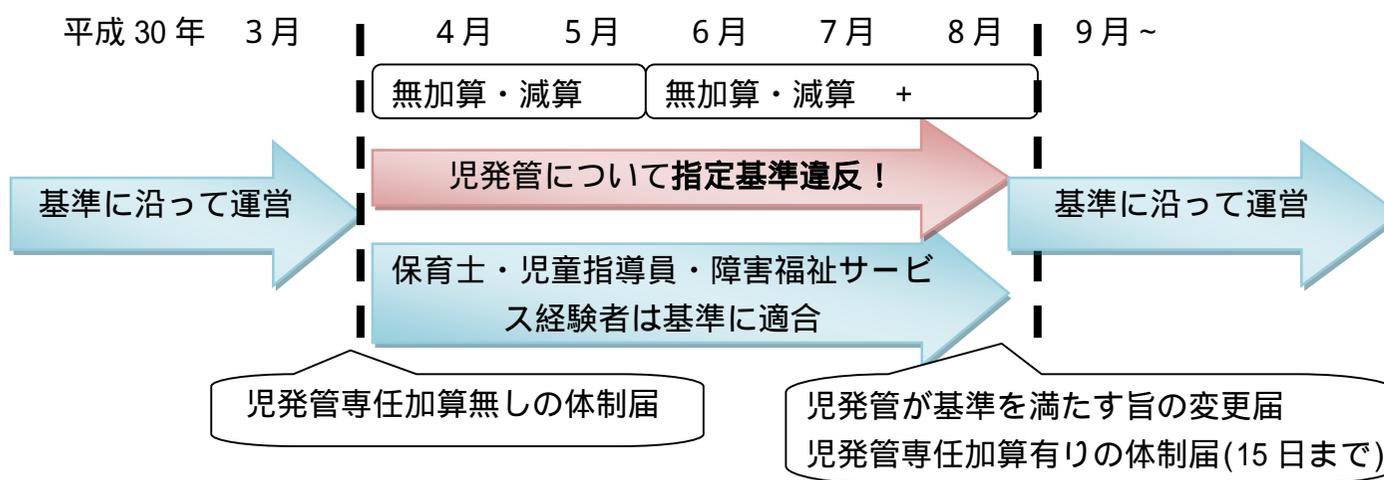
### 設定

- ・ 放課後等デイサービス事業所（主たる対象は重心以外の障害児）
- ・ 定員 10名
- ・ 地域区分 6級地
- ・ 職員配置

職員・勤務形態	職種	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
A 常勤	管理者	8.0h	8.0h	8.0h	8.0h	8.0h	-	-
B 常勤	児発管	8.0h	8.0h	8.0h	8.0h	8.0h	-	-
C 常勤	保育士	8.0h	8.0h	8.0h	8.0h	8.0h	-	-
D 非常勤	児童指導員	8.0h	8.0h				-	-
E 非常勤	障害福祉サービス 経験者			8.0h	8.0h	8.0h	-	-

- ・ 児童発達支援管理責任者の経歴等  
[資格]  
ヘルパー2級
- [実務経験]  
高齢者の訪問介護に7年間従事  
平成27年8月中旬より現職
- [研修受講]  
サービス管理責任者補足研修 修了  
児童発達支援管理責任者研修 修了

上記のような事業所で、職員の入替わりが無いまま平成30年4月を迎えるとどうなるか？（適切に各時点で届出をしている場合）



- ・ **無加算**  
児発管は不在のため、児発管専任加算は算定できない。
- ・ **減算 (95/100)**  
計画作成者が不在のため、作成・更新児について計画未作成減算が適用。
- ・ **減算 (70/100)**  
人員基準違反継続のため、人員欠如減算が適用。基準適合翌月に解除。

## 報酬例

・一人あたりの額（平日の場合・報酬改定が無い場合の仮定）

サービス提供月	平成 30 年 3 月まで	平成 30 年 4 月～ 5 月	平成 30 年 6 月～ 8 月	平成 30 年 9 月から
基本報酬	4 8 2 単位	4 5 7 単位・ 4 8 2 単位	3 2 0 単位・ 3 3 7 単位	4 8 2 単位
有資格者配置				
児発管専任加算	2 0 5 単位	なし	なし	2 0 5 単位
指導員加配加算	なし	なし	なし	なし
福祉専門職員配置等加算	なし	なし	なし	なし
計	6 8 7 単位	4 5 7 単位・ 4 8 2 単位	3 2 0 単位・ 3 3 7 単位	6 8 7 単位

・金額にすると...

サービス提供月	平成 29 年度	平成 30 年 4 月～ 5 月	平成 30 年 6 月～ 8 月	平成 30 年 9 月から
利用に対する報酬	687 単位×10 人×20 日	482 単位×6 人×20 日 457 単位×4 人×20 日	337 単位×6 人×20 日 320 単位×4 人×20 日	687 単位×10 人×20 日
実績に対する報酬(例) ・ 上限額管理加算 ・ 家庭連携加算 ・ 欠席時対応加算	150 単位×5 人 187 単位×10 人・回 94 単位×10 人・回	左記と同じ	左記と同じ	左記と同じ
合計単位	140,960 単位	97,960 単位	69,600 単位	140,960 単位
合計金額	1,460,345 円	1,014,865 円	721,056 円	1,460,345 円
年度収入	約 1750 万円	約 1440 万円	9 月に回復しても、年度で 300 万円程度の減算！	

計画未作成該当は利用者の 4 割、8 月中に全該当者の計画を作成済みと仮定

この例示は、**減算さえすれば基準を満たさなくても良いということではありません。**

